

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
5月19日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....一
 - 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....二
- 公告
 - 平成二十七年年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課).....二
 - 基本測量の実施(監理課).....三
- 教委公告
 - 契約の締結.....三
- 選管告示
 - 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正.....四
 - 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正.....四



山口県告示第百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	居宅介護事業所 所在地	事業の種類	廃止年月日
-------------------	--------------------	---------------	----------------	-------	-------

株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセター山訪	周南市城ヶ丘三丁目一五番一	訪問看護	平成二七、三、三一
-----------	------------------	------------	---------------	------	-----------

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名称	居宅介護支援事業所 所在地	廃止年月日
-----------------	----------------	-----------------	------------------	-------

医療法人社団青藍会	山口市吉敷中東一丁目一番一号	青藍会在宅医療支援センター	山口市吉敷中東一丁目二番六号	平成二七、三、三一
-----------	----------------	---------------	----------------	-----------

医療法人仁徳会	周南市御幸通二丁目八	周南病院ケアアップランセンター	周南市御幸通二丁目八	〃	四、三〇
---------	------------	-----------------	------------	---	------

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	介護予防事業所 所在地	事業の種類	廃止年月日
-------------------	--------------------	---------------	----------------	-------	-------

株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセター山訪	周南市城ヶ丘三丁目一五番一	介護予防訪問看護	平成二七、三、三一
-----------	------------------	------------	---------------	----------	-----------

地域包括支援センター 名称	主たる事務所 の所在地	介護予防支援事業所 名称	介護予防支援事業所 所在地	廃止年月日
------------------	----------------	-----------------	------------------	-------

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会	宇部市琴芝町二丁目四番一〇号	宇部市北部西地域包括支援センター	宇部市大字船木四四二の一	平成二七、三、三一
------------------	----------------	------------------	--------------	-----------

山口県告示第百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社小羽 山薬局 宇部市東小羽 山町一丁目一〇番七号	おばやま薬局 宇部市南小羽 山町二丁目一五番一五号	居宅療養管理指導	平成二七、四、二八
医療法人村上内科胃腸科 一丁目三番一八号	村上内科胃腸科 西小串一八号	〃	〃
林 昭宏 岩国市玖珂町五〇六三	林歯科医院 岩国市玖珂町五〇六三	〃	〃
株式会社コスモ 宇部市大字沖三丁目一六番三三	コスモ薬局 麻里布二丁目一七番二七号	〃	〃
〃	ひまわり薬局 平田四丁目一六番三三	〃	〃
〃	デイサービス いやし 宇部市大字沖宇部六二の四	通所介護	〃

山口県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人村上内科胃腸科 一丁目三番一八号	村上内科胃腸科 西小串一八号	〃	〃
林 昭宏 岩国市玖珂町五〇六三	林歯科医院 岩国市玖珂町五〇六三	〃	〃
株式会社コスモ 宇部市大字沖三丁目一六番三三	コスモ薬局 麻里布二丁目一七番二七号	〃	〃
〃	ひまわり薬局 平田四丁目一六番三三	〃	〃
〃	デイサービス いやし 宇部市大字沖宇部六二の四	介護予防通所介護	〃

山口県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称	認可年月日
下関市豊浦町土地改良区	平成二七、五、八



(二五六) 平成二十七年山口県家畜人工授精師養成講習会の開催
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九号）第十六条第二項の規定により、平成二十七年山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習会の種別
家畜体内受精卵移植に関する講習会
- 二 開催場所
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部
- 三 開催期間
平成二十七年七月十五日(水曜日)から同年八月七日(金曜日)まで
- 四 受講者の予定人員
十人程度
- 五 講習に係る家畜の種類
牛
- 六 講習科目

区分	科	目
学	体内受精卵移植概論 移植	受精卵の生理及び形態 体内受精卵の処理 受精卵の移植
実習	体内受精卵の処理	受精卵の移植

- 七 受講申込書の提出期限
平成二十七年六月十二日(金曜日)
- 八 受講の手続
講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。
- 九 受講者の決定
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 十 受講手数料
三万八千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 十一 その他
この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三三三四四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

(二五七) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

- 平成二十七年五月十九日
- 山口県知事 村岡 嗣政
- 一 作業の種類
基本測量(一等磁気測量)
- 二 作業の地域
萩市
- 三 作業の期間
平成二十七年五月七日から平成二十八年二月二十八日まで



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十七年五月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁高校教育課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
スクールネットワーク二ネットワークセンター運用保守・ヘルプデスク業務 一
式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目三番二号
- 六 契約金額

三千百三十二万円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第307号)第10条第1項第1号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第五十一号

不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示(平成三年山口県選挙管理委員会告示第五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「下関市横野町三丁目一六番三五号」を「下関市横野町三丁目一番二号」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十九年山口県選挙管理委員会告示第六十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「阿武郡阿武町大字木与三七の三」を「阿武郡阿武町大字木与一〇〇三七の三」に改める。